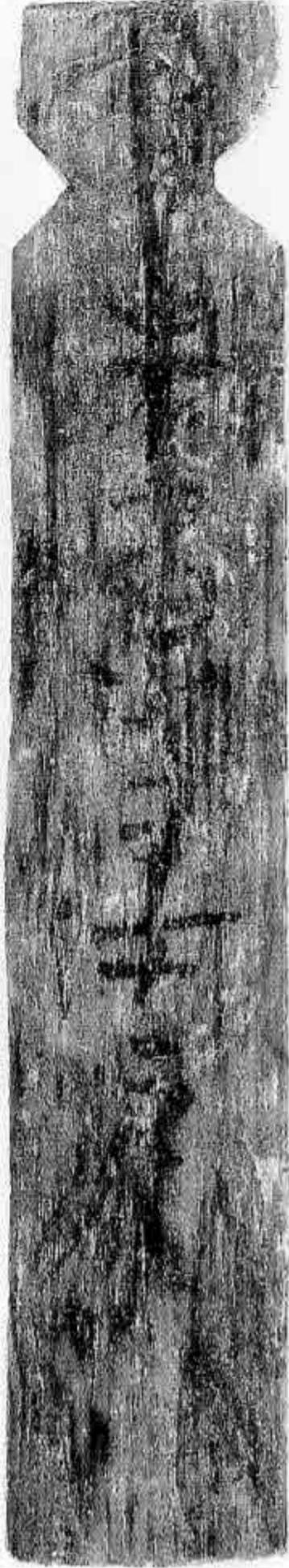
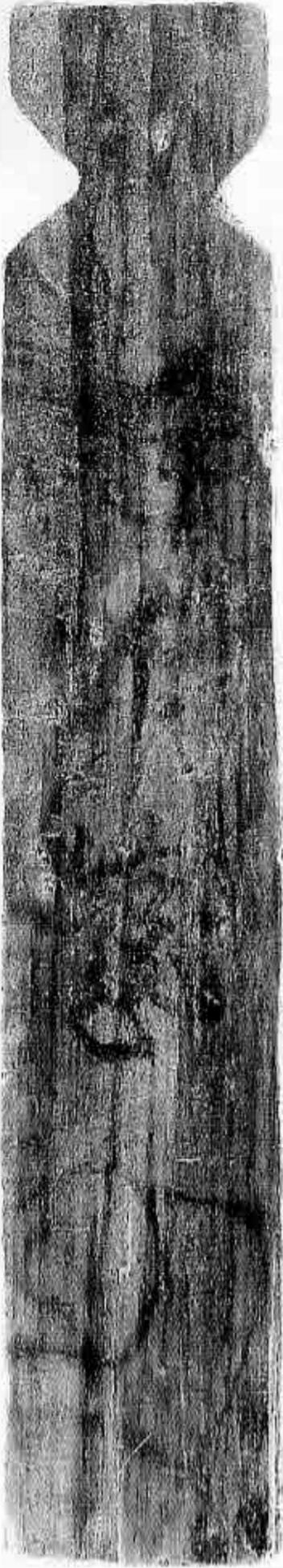


二〇〇二年三月

飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(上)

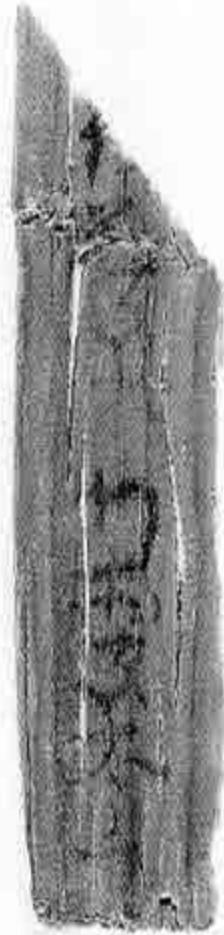
奈良文化財研究所



1



16



15

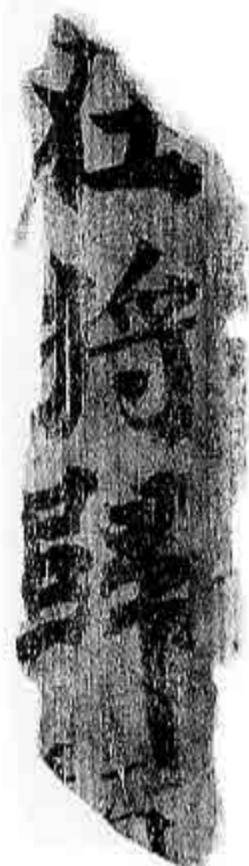
(4 : 5)



40



41



19



105



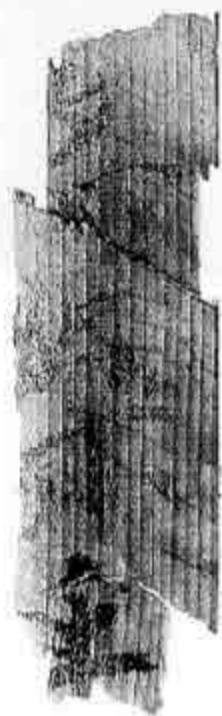
31



64



71



88



86

(1:1)

この概報には、さきに刊行した『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十四)』(一九九九年九月)以後、一九九九年度・二〇〇〇年度に飛鳥藤原宮跡発掘調査部の行なった発掘調査で出土した木簡、及び飛鳥池遺跡出土木簡の一部を収録した。

一九九九年度に木簡が出土したのは、飛鳥藤原第九八次、二〇〇〇年度に木簡が出土したのは、一〇七、一〇九、一一〇、一一二、一一三の各調査においてである。このうち第九八次調査出土木簡については、すでに『奈良国立文化財研究所年報二〇〇〇―II』に釈文の一部を載せたが、今回あらためて釈読できたものすべてを掲載した。今後はこれに依らねたい。

また、飛鳥池遺跡出土木簡については、これまで『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』(十一)、(十三)、(十四)において順次公表してきた。今号では、飛鳥寺一九九一―一次、第八四次、第九三次の各調査について、その後の洗浄・整理によって明らかになった木簡を掲載する。

なお、巻末に、概報(十一)、(十三)、(十四)の釈文の訂正を付載するので、参照されたい。

一、木簡の出土地点と状況

一九九九年度の調査

飛鳥藤原第九八次調査(飛鳥池遺跡の調査)

5AKA地区 一九九九年四月～九月

飛鳥池遺跡は、飛鳥寺の東南から「人」字形に延びる東西二つの谷に面した丘陵斜面に展開していた、七世紀後半から八世紀初頭にかけての総合工房跡である。

この調査は、東の谷SD二〇〇とそれに面する丘陵部分に、第九三次調査区の東南部で検出された炉跡群の一部及び第八七次調査東区を含み込む形で調査区を設定し、炉跡の広がりや富本銭鑄造に関わる遺構・遺物の発見を目指したものである。調査面積約一二〇〇m²。

調査の結果、谷北東岸において工房跡、谷筋とその両岸に堆積した大量の炭層(廃棄物堆積層)、富本銭鑄造時の廃棄物を一括投棄した富本銭土坑SK二一二・SK二一三、工房を区画す



第98次調査遺構図

る掘立柱塀などを検出した。また、谷には流れに直交して盛土造成された陸橋六条があり、それぞれの間は工房の汚水进行处理するための水溜の役割をしていたことも明らかとなった。

遺物として、土器・瓦罫・木製品・工房関連の遺物、富本銭製造関連遺物など多種多様な遺物が出土した。

木簡は、富本銭土坑SK二一三から七点(うち削屑六点)、谷の北東岸で、谷筋に平行して南東から北西に流れる素掘り斜行溝SD二〇四から一点、炭層から六点(うち削屑一点)、陸橋SX二〇八裾炭溜から一点、谷SD二〇〇の堆積層から一点(うち削屑二点)、合計二六点(うち削屑九点)が出

土した。

以上、第九八次調査の詳細については、『奈良国立文化財研究所年報二〇〇〇―II』（二〇〇〇年）を参照されたい。

二〇〇〇年度の調査

飛鳥藤原第一〇七次調査（藤原宮朝堂院の調査）

5AJF地区 二〇〇〇年三月～一月

調査地は、藤原宮朝堂院の東第一堂の北半と回廊の東北隅部にあたり、一九三九～一九四〇年にかけて日本古文化研究所が部分的に調査を行なった場所である。調査面積約三一四〇㎡。

調査の結果、藤原宮朝堂院東第一堂と回廊、内裏外郭南限の掘立柱塀、宮に先行する条坊道路の側溝、奈良時代の建物と溝、平安時代～鎌倉時代の集落などを検出した。

朝堂院東第一堂SB九一〇〇は、基壇上の礎石建ち南北棟建物である。日本古文化研究所の調査で、桁行九間、梁行四間、四周に庇が付く建物であることが判明している。今回の調査では、建物の北半部を検出し、柱間は、身舎が桁行・梁行ともに四・二m（二四尺）、庇の出は三・〇m（二〇尺）で、建物の全長は、桁行一一八尺、梁行四八尺であった。基壇は掘込地業を施

さず、宮造営時の整地土上に、栗石を入れながら基壇土をつきかためている。日本古文化研究所の調査では総柱建物として復原していたが、これは基壇土中の栗石を礎石の根石と誤認したものであり、平城宮など諸宮と同様、藤原宮においても朝堂は総柱建物でないことが明らかとなった。

朝堂院北面回廊SC九〇〇〇・東面回廊SC九〇一〇は、ともに柱間は桁行四・二m（二四尺）、梁行三・〇m（二〇尺）で、隅の二間分は桁行・梁行とも三・〇m（二〇尺）である。回廊の側柱位置から約二m外側に、北面回廊の南北各雨落溝、東面回廊の東西各雨落溝がある。いずれも幅一m前後、深さ一〇cm。東面回廊の外側は玉石積みの基壇外装を施す。回廊内側は凝灰岩による基壇外装か。

藤原宮直前期の遺構として、先行四条大路の南側溝SD九〇〇五（幅一・五m、深さ一m以上）、先行東一坊坊間路の東側溝SD八七八（幅一・二m、深さ〇・六m）、同西側溝SD五二四（幅一・〇m、深さ〇・六m）を検出した。四条大路と東一坊坊間路の路幅は、側溝心々間でそれぞれ一六m（四五大尺）、約七m（二〇大尺）である。また、中世の遺構として、調査区西半部を中心に、平安時代末から鎌倉時代の掘立柱建物や井戸、溝などの遺構を多数検出した。

木簡は、朝堂院東面回廊SC九〇一〇の東雨落溝SD九〇〇

二から削屑一点、先行四条大路南側溝SD九〇〇五から一点、平安時代末期〜鎌倉時代にかけての南北溝SD九〇四六から一点、合計三点(うち削屑一点)が出土した。

飛鳥藤原第一〇九次調査(藤原京左京二条二坊の調査)

5AJP・5AJN地区 二〇〇〇年八月〜一〇月

耳成山の南東、国道一六五号線に面する店舗建設に伴う調査で、調査地は藤原京左京二条二坊西北坪の西北部及び東一坊大路にあたる。調査面積約二六〇〇m²。遺構は大きく古墳時代以前、藤原宮期ないしその直前・直後、中世以降に分けられ、さらに藤原宮期頃の遺構は、方位や重複関係などから一〜四時期に細分されるようである。藤原宮期では、少なくとも坪は南北に二分して利用され、最大でも桁行五間、ほとんどが三〜四間という小規模な建物群が散在している宅地の様相が判明した。顕著な出土遺物として、坪内道路SF九二六八の両側溝及び井戸SE九一四七などから砥石が多量に出土し、また、東一坊大路東側溝や坪内道路北側溝から漆附着土器が出土した。当該坪の西北部分は、大規模な邸宅というよりは、金属製品ないし漆製品の工房として利用されていた可能性が考えられる。

木簡は、宮期一期の井戸SE九一四九から削屑三点、二・三

期の井戸SE九一四七の井戸枠内最下層バラスから一点、合計四点(うち削屑三点)が出土した。いずれも細片で釈読できない。

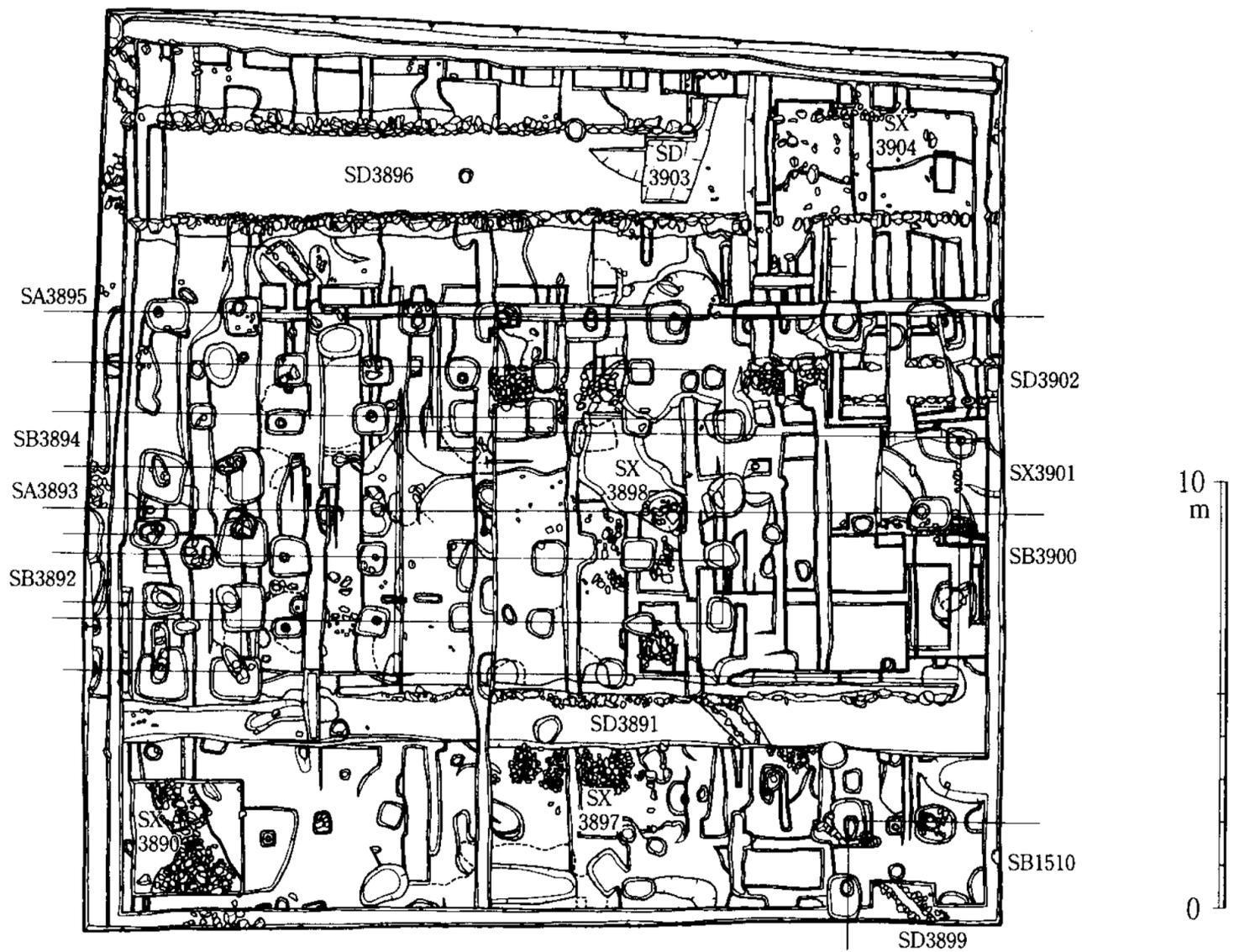
飛鳥藤原第一一〇次調査(石神遺跡第一三次の調査)

5AMD地区 二〇〇〇年一〇月〜二〇〇一年二月

この調査は、石神遺跡第九次調査区(一九九〇年度調査)に北接して東西・南北それぞれ約二一m、面積約四四〇m²の調査区を設けて、遺跡北部の解明を目指したものである。

調査の結果、遺構はA期(七世紀中頃・斉明朝。一〜三期に細分)、B期(七世紀後半・天武朝)とA期以前に大別される。A期の石神遺跡は、掘立柱東西塀とそれを挟む二条の石組溝によって、北限を区画していたことが判明した。

A一・二期には、掘立柱東西塀SA三八九三(二・一m等間)、東西塀の南で検出した内法幅約〇・七mの石組東西溝SD三八九一、東西塀の北で検出した大規模な石組東西溝SD三八九六がある。SD三八九六は底面幅二・〇m、現状での上面幅二・四m、深さ〇・七m。二〇〜五〇cmの石を側石として五段以上積み上げ、底面に拳大の石を敷いている。これまでの石神遺跡の調査で見つかった石組溝の中で最大である。A一三期になると、SA三八九三を北に四・六m移動して掘立柱塀SA



第110次調査遺構図

三八九五を建て、SD三八九一をやはり北に八mずらして石組東西溝SD三九〇二を開削（SD三八九六はこの時期も存続）。

B期になると、SD三八九六は、黄色山土や灰褐色粘質土などで完全に埋め立てられ、調査区全面にわたって整地が行なわれている。石神遺跡の北限は本調査区の北に動かされたい。出土遺物として、土器・瓦・金属製品・石製品・木製品などがあるが、顕著なものでは、印花紋をもつ新羅土器壺片や、持ち運び用の紐孔をあけた突起部を持つ陶硯（円面硯。復原径九・五cm）が出土した。

木簡は、東西石組溝SD三八九六の埋め立て土（整地土層）から二点出土した。本遺跡での木簡の出土はこれが初めてである。

飛鳥藤原第一一二次調査（飛鳥池遺跡の調査）

5AKA地区 二〇〇〇年一月二月～二〇〇一年三月

この調査は、東の谷における工房の南限を解明し、あわせて亀形石槽が出土した酒船石遺跡（明日香村教育委員会調査）と飛鳥池遺跡の境界を把握する目的で、第九八次調査区の南約五〇m、酒船石遺跡亀形石槽の北五〇mの地点に、東西六五m、南北三六mの不整形な調査区を設けて発掘したものである。調査面積一八一〇m²。

調査の結果、調査区東では、丘陵西斜面の上下二段のテラス上で古墳時代の斜行溝・南北溝、石組遺構、飛鳥池工房期の炉跡や廃棄物層を検出、調査区西の谷部では、平安時代の遺物を包含する腐植土層を検出した。この腐食土層は谷に繁茂した草木により形成されたものであり、谷が沼沢もしくは湿地となっていたことがわかる。この沼沢もしくは湿地の性格は、亀形石槽から流下する水流を人工的に調節する水溜施設が沼沢もしくは湿地化したものと思われ、飛鳥池遺跡と酒船石遺跡の緊密な関係を窺わせるものである。

遺物として、土器・瓦類・木製品・鉄製品・石製品などが出土した。谷部の腐植土層からは、自然木、植物種子に加え、板状に加工された用途不明の木製品が出土した。

木簡は、谷部の腐植土層から一点出土した。古代の習書木簡と思われるが、飛鳥池工房期か平安時代に降るかは、書風・内容からは特定し得ない。

飛鳥藤原第一一三次調査(藤原京左京六・七条二坊の調査)

5AJD地区 二〇〇一年一月～四月

この調査は、橿原市高殿町所在の高所寺池堤防改修工事に伴う調査である。調査地は藤原京の六条大路と東二坊坊間路の推

定交差点周辺と左京七条二坊西北坪にあたり、主調査区とトレンチ五カ所、合計二〇八〇㎡の面積を発掘した。

調査の結果、藤原京の条坊関係遺構として六条大路と東二坊坊間路を検出したほか、古墳時代の溝、鎌倉時代の石組井戸三基や土坑などを検出した。六条大路の側溝心々間距離については今回一六・二mという数値を得た。

木簡は、一三世紀後半の井戸SE九三二八から一点が出土した。SE九三二八は掘形上面が直径二・八m×二・五mで、底から高さ一・二mほどは川原石を円形に積んだ石組みが残っていた。木簡は側面に穿孔を有し表裏に墨書したものであるが、墨痕の残りが悪く釈読できない。

なお、木簡以外の文字史料として、東二坊坊間路西側溝から、飛鳥IVの須恵器坏B蓋の裏面に「大鳥評」(後の河内国大鳥郡)と篋書きしたものが一点出土した。口径一六・四cm。

以上、二〇〇〇年度の発掘調査の詳細については、『奈良文化財研究所紀要二〇〇一』(『奈良国立文化財研究所年報』改題 二〇〇一年)を参照されたい。

飛鳥寺一九九一―一次調査

5BAS地区 一九九一年四月～八月

この調査は、一連の飛鳥池遺跡の発掘の嚆矢となったもので、飛鳥寺東南方に位置する飛鳥池の埋め立て工事に伴って実施したものであった。木簡は、藤原宮期の工房の廃棄物である炭層・粗炭層から出土し、大要は既に『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十一)』(一九九三年)に報告した。発掘調査の詳細については、奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報(二二)』(一九九二年)を参照されたい。

飛鳥藤原第八四次調査

5BAS地区 一九九七年一月～一二月

この調査では、約八千点の木簡が出土したが、そのうち大量の出土をみた遺構は、土坑SK一〇、土坑SK二六、南北溝SD〇一、南北溝SD〇五である。ここでは、土坑SK一〇、土坑SK二六、南北溝SD〇一出土の削屑について前号までに掲

載できなかったものの釈文を掲げた。

土坑SK一〇は、東西五・二m、南北四mの楕円形で、深さ一・七mをはかる素掘りの土坑である。年紀をもつ木簡は一点もないが、「粒評石見里」の表記からみて、七世紀末(天武朝末年以後か)の年代が与えられる。

SK二六は、東西六・五m、南北四mの不整形土坑。この土坑からは年紀を記す木簡がないが、荷札木簡にみえる地名表記がいずれも「国・郡・里」となっているから、大宝元年(七〇一)から霊龜三年(七一七)の間の年代である。

南北溝SD〇一は、北流する素掘り溝で、方形池SG三〇より南約一二mの位置に石組みの護岸を伴う堰があり、この付近では溝幅約一m、深さ〇・五mであるが、そこから南に向かつて溝の規模が大きくなり、調査区南端では幅約三m、深さ約一mである。年紀を記すのは「丁丑年」(天武六年。六七七年)のみである。

以上、第八四次調査の詳細については、『奈良国立文化財研究所年報一九九八Ⅱ』(一九九八年)を参照されたい。

飛鳥藤原第九次調査

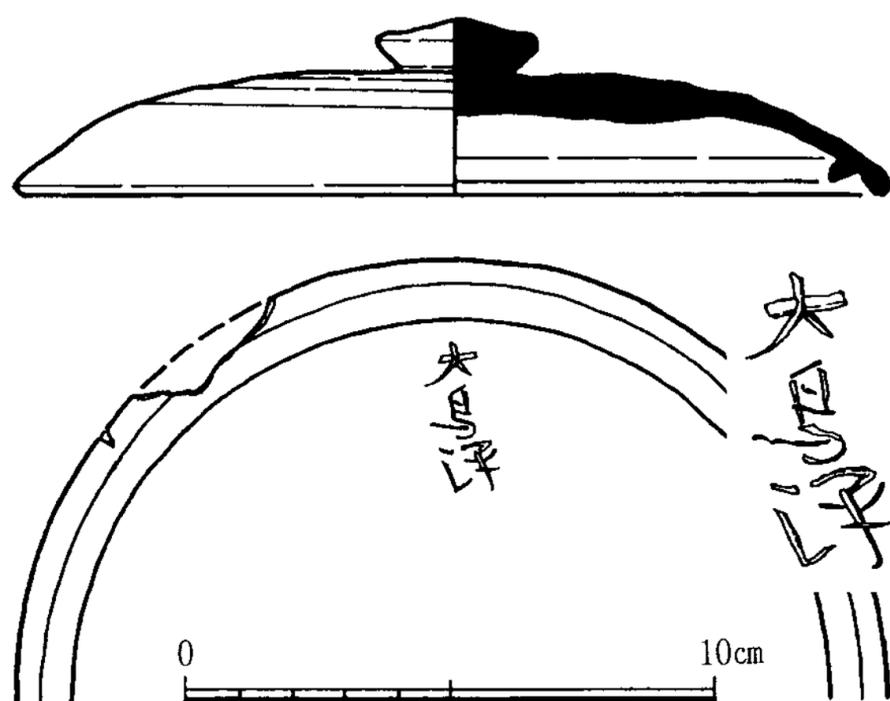
5BAS・5AKA地区 一九九八年六月～一九九九年二月

一九九一年度調査区の北、第八四次調査区の南に位置する。

調査面積二二〇〇m²。調査区中央付近で、谷を堰き止めるような形で、三時期にわたる東西方向の掘立柱塀を検出したことなどから、飛鳥池遺跡はこの塀を境として大きく南北二つの地区に分かれ、工房は南地区、北は寺院に関わる地区であったと推定できる。

前号で報告して以降、整理が進んだ結果、木簡の点数は次のようになった。塀より北の地区では、第八四次でも検出した南北溝SD〇一から二一点(うち削屑二三点)、南北溝SD〇五から六点、SD〇一の南に接続する斜行溝SD〇一Aから二三五点(うち削屑二二四点)、その他の遺構から八点が出土した。南区では、工房から廃棄された大量の炭を含む層(炭層)から一九七点(うち削屑二二六点)、炭層の下の整地土から六点、その他の土坑から一点が出土した。両地区合計点数は、四七四点(うち削屑三五三点)である。

以上、第九三次調査の詳細については、『奈良文化財研究所年報一九九九Ⅱ』(一九九九年)を参照されたい。



第113次調査出土「大鳥評」篋書土器

二、凡例

(一) 木簡は出土遺構ごとに掲げ、同一遺構の中では、内容分類によつて、文書、付札、その他の順に配列することを原則とし、便宜的に通し番号を付した。

(二) 釈文の漢字は現行常用字体に改めたが、一部の文字については正字・異体字を使用したものがある。

(三) 釈文に加えた符号は次の通りである。

・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

○ 木簡の上端もしくは下端に孔が穿たれていることを示す。

□□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□□□ 欠損文字のうち字数の推定できるもの。

□□□□□ 欠損文字のうち字数が数えられないもの。

□ □ 記載内容からみて、上または下に一字以上の文字を推定したもの。但し削屑については煩雑になるので、この記号は省略した。

■ 抹消により判読が困難なもの。

々々々々 抹消した文字の字画が明らかな場合に限り、原字の左傍に付した。

「」 異筆、追筆。

┌ 合点。

「×」 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所
の左傍に・を付し原字を右傍に示した。

「」 校訂に関する註のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

() 右以外の校訂註、および説明註。

カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ マ 文字に疑問はないが、意味が通じ難いもの。

∴ 同一木簡と推定されるが直接つながらず、中間の一字以上が不明なもの。

(四) 釈文下の上段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す(単位はmm)。欠損しているもの及び二次的加工を受けているものは現存部分の法量を括弧つきで示した。なお、長さ、幅は木簡の文字の方向による。

(五) 釈文下の中段に現在の遺存の形態を示す型式番号を付した。端とは、木簡を木目方向においた時の上下両端をいう。

O11型式 長方形の材(方頭・圭頭などもこれに含める)のもの。

O15型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの。

O19型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの。原形はO11・O15・O32・O41・O51型式のいずれかと推定される。

021型式 小型矩形のもの。

022型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は

031・032・033・043型式のいずれかと推定される。

041型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

043型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にし、左右に切り込みをもつもの。

049型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などにより原形の失われたもの。

051型式 長方形の材の下端を尖らせたもの。

059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は033・051型式のいずれかと推定される。

061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。()内に製品名を註記した。

065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081型式 折損・割截・腐蝕その他により原形の判明しないもの。

091型式 削屑。

括弧内の番号は、二次的整形の場合に推定できる原型の型式を表わす。

(六) 釈文下の下段に出土地点を示す小地区名を記した。

(七) 釈文の出土地点の下に付した*は、口絵図版に写真を掲げた木簡を示す。*は図版一に対応する。

木簡の釈読は、飛鳥藤原宮跡発掘調査部の山下信一郎・宮川伴子が行ない、また竹内亮・吉江崇氏の助力を得た。写真は井上直夫の撮影による。本書の編集は山下信一郎が担当した。

三、 積 文

飛鳥藤原第九八次(5AKA)

陸橋SX二〇八裾炭溜

1・桑原五十戸
 □尔□
 203・37・7 032 HC17 *1

炭層

2 次評 □新野 □五十戸
 □那皮力
 158・31・3 031 HH23

3 依地評 都麻五十
 軍布
 147・34・3 031 HG22

4 □部力
 □
 091 HF22

谷SD二〇〇堆積層

5・高志 □国力
 □新川評
 □背力
 石 □五十戸大 □目
 135・24・6 032 HA20

6 □□□
 □仍力
 □利□□
 204・32・6 031 HB20

7 □三力
 □□□
 (54)・20・3 081 HD24

8 □司力
 □
 (85)・27・8 081 HG20

9・ 賜 □賜 □飛飛
 □飛飛 □

之 之首
 之 大
 之 之
 之 之
 □
 (126)・(44)・5 019 HA14

10・ □
 □
 □
 □
 □
 □
 (100)・(26)・3 081 HA20

11・ 不 □
 嶽
 (36)・21・3 081 J016

飛鳥藤原第一〇七次(5AJF)

飛鳥藤原第一一二次(5AKA)

朝堂院東面回廊東雨落溝SD九〇〇二

腐植土層

12 大

091 FE72

中世南北溝SD九〇四六

15・頭黒黒大麻呂者□
□□問其由□
[勤力]

□□奈太□□奈太□ (97)・(23)・3 081 KM10 *1

13

□^o □_o [治力]
□ □ □

(82)・(26)・3 065 FG75

飛鳥藤原第一一〇次(石神遺跡第一三次 5AMD)

東西石組溝SD三八九六

14 □

□ [部麻力]
□ □ 手

(103+28)・25・4 032 RM81

飛鳥池遺跡出土木簡に関わる調査(釈文の追加)

飛鳥寺一九九一—一次(5BAS)

粗炭層

(伊与国)

16・湯評笑百木五十戸

・足支首知与尔俵

(134)・15・2 019 WN24 *1

23 思恵□

091 NJ30

17 「十八カ」
□□ (釘の様。頭部に墨書)

長(64)、笠の径(10)、軸3・4 061 WN24

24 「犬甘カ」
□□部

091 NJ30

18 「四カ」
□□ (釘の様)

(141)・12・8 061 WN24

25 「泊カ」
□首

091 NJ30

26 東人

091 NJ30

飛鳥藤原第八四次(5BAS)

土坑SK10

27 記 毛知

091 NJ30

28 又遠「江カ」
□□□□

091 NJ30

19 在将歸「□」

091 NJ30 *2

29 二文□

091 NJ30

20 □受伝「心カ」
□□

091 NJ30

30 □一文

091 NJ30

31	□ [□] □ [□] 瓦 [□] □ [□] 四百八 [□] □ [□] □ [□]	091 NJ30 *2	42	稻三□	091 NJ30
32	□ [□] 瓦 [□] □	091 NJ30	43	□ ^{〔稻カ〕} □ ^{〔三石〕} □	091 NJ30
33	□ [□] □ [□] 每年□	091 NJ30	44	□ [□] 卅七石□	091 NJ30
34	正月廿日□□	091 NJ30	45	一斗三	091 NJ30
35	□ [□] □ [□] 八月二	091 NJ30	46	一斗半 □ [□] 十□	091 NJ30
36	十二月三	091 NJ30	47	□ ^{〔斗カ〕} □ [□] 五升	091 NJ30
37	十八日廿三 □ [□] □ [□] 一日	091 NJ30	48	□ ^{〔升カ〕} □ [□] 半 □ ^{〔半カ〕} □ [□] 一升	091 NJ30
38	□ [□] 廿三日□	091 NJ30	49	□ [□] 升半□	091 NJ30
39	□ [□] 廿七日□ □	091 NJ30	50	五升	091 NJ30
40	□ ^{〔丁カ〕} □ [□] 一小丁三	091 NJ30 *2	51	升半	091 NJ30
41	少丁三人	091 NJ30 *2	52	□ [□] 屎	091 NJ30

75	□南枝	091 NJ33	87	侍	091 NJ33
76	方等	091 NJ33	88	亦楽乎 (論語の習書)	091 NJ33 *2
77	〔鹿カ〕 □人三□□	091 NI33	飛鳥藤原第九三次(5AKA)		
78	十七日□	091 NI33	炭層		
79	〔十カ〕 □六日□	091 NJ33	89	甲〔申カ〕 □□□	(68)・(20)・5 039 HJ24
80	廿九日八□	091 NJ33	90	・□□□□□□ 〔丑年カ〕	(145)・20・5 081 HL30
81	二日七□	091 NL33	91	・□□ 〔派カ〕	(49)・23・4 081 HL28
82	用□廿□□ 〔五カ〕	091 NK33	92	・□□ 〔陪勝部田カ〕	(69)・17・2 081 HL30
83	用□□□三升	091 NK33	93	□□□ 〔那カ〕	(110)・(19)・6 019 HL28
84	斗二升	091 NI33		□□大小并	
85	□飯二	091 NJ33			
86	唐	091 NJ33 *2			

- 94 (越前国丹生郡) 国入評 091 HL30
- 95 [各カ] 方評
 [国止カ] 皮
 (70)・(19)・3 039 HL30
- 96 □二 (門金具の様) (115)・12・13 061 HK27
- 97 十六 (壺金具の様) (42)・7・7 061 HM30
- 98 [五カ] □十 (環頭釘の様) 68・21・6 061 H028
- 99 既□ (題箋カ) (68)・25・4 065 HL30
- 100 馬 091 HL30
- 101 廿 091 HL30
- 102 [位二カ] □十位□□
 位 □ 091 HL30

飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十一)(十三)(十四)訂正

飛鳥池遺跡出土木簡の釈文の訂正(読み直し、及び新たな接続の判明)を左に掲げる。

一四頁上段②(同右)

105・止求止佐田目手[和カ]
[羅カ]

(125)・(16)・3 081 NJ33 *2

概報十一

一四頁上段⑨(釈文の読み直し)

103・舍人皇子
 ・百七十 (釘の様)
 (145)・笠径36・軸9 061 WH23

概報十四

七頁下段④(同右)

106 長長
工長カ

091 NJ30

概報十三

九頁上段②(同右)

一〇頁下段⑦(新たな接続の判明)

104 日女瓦百枚四日男瓦六
 091 NJ30

107・有得 有 有
 「大大大」(重書)
 ・有
 「有 有」(重書)

091 N133

二〇〇二年三月五日印刷
二〇〇二年三月一日発行

飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(五)

編集・発行

独立行政法人文化財研究所
奈良文化財研究所

〒六三〇一八五七七

奈良市一条町二丁目九十一

TEL 〇七四二(三四)三九三二

FAX 〇七四二(三〇)六八三〇